

地方創生・観光プロモーションコンソーシアム 規約
Regional Tourism Promotion Consortium(RTPC)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、地方創生・観光プロモーションコンソーシアム（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、自治体、観光協会、各種企業等が連携し、自然環境に配慮した情報技術を用いて観光資源のプロモーションを推進することにより、魅力ある優れた観光資源を広く国内外に知らしめ、地方創生・心豊かな生活に寄与することを目的とする権利能力なき社団である。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光プロモーションに関する情報の収集・提供
- (2) 地方創生に関する交流
- (3) 定期的な会議
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員と賛助会員とする。

2 本会に入会することができる者は、本会の目的に賛同し、次条に定める入会の承認を受けた法人及びその他の団体とする。

3 賛助会員は、本会の活動に参加し、総会に出席することができるが、総会における議決権を有しないものとする。（入退会）

第5条 本会に入会しようとする者は、理事会において理事の半数の承認を得ることとする。

2 本会を退会しようとするは、事前にその旨を届け出なければならない。

(入会金・年会費)

第6条

会員は、本会への入会が認められた日から 30 日以内に、入会金 10 万円（消費税別）を本会に支払うものとする。但し、自治体等については入会金を無料とし、資本金が 1 億円未満の会員（資本金がない会員を除く）は、入会金を 5 万円とする。

2 会員は、本会の運営に要する経費を負担するために、下記の年会費を 1 口以上（理事については 2 口以上）本会に支払うものとする。

自治体等 無料

理事 2 口 20 万円（消費税別）

会員 1 口 10 万円（消費税別）

2 年会費の納入は年 1 回とし、毎年度 5 月末日までに納入しなければならない。但し、新規入会については入会が認められた日から 30 日以内に支払うものとする。

3 10 か月未満の年会費は、月額 1 万円（消費税別）に会員期間の月数を乗じて算出された金額に減額されるものとする。

（除名）

第 7 条 会員が本会の名誉をき損し、又は、本会の設立趣旨に反する行為をしたとは、総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意によりこれを除名することができる。

（返還請求権の放棄）

第 8 条 第 5 条第 2 項又は第 7 条の規定により、退会又は除名となった会員は、既に納入した会費その他の拠出金品等の返還は請求できない。

第 3 章 理事

（理事の種類及び選任）

第 9 条 本会には、理事 6 人を置く。

2 理事は、総会において正会員の中から選任する。

3 理事会において、理事の中から代表理事 1 人及び副代表理事 2 名を選任する。

4 理事は、団体たる正会員の代表者又は代表者が委任する者の中から選任することができる。

（理事の職務）

第 10 条 代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐して会務を掌握し、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(理事の任期)

第 11 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

3 理事は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事の解任)

第 12 条 理事に、理事としてふさわしくない行為があったときは、総会において、正会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。

(オブザーバー)

第 13 条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーとして本会に参加しようとする者は、理事会において理事の半数の承認を得て一度のみ本会の活動に参加することができることとする。

(事務局)

第 14 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長及び事務局職員は、代表理事が任命する。

第 4 章 会議

(種別)

第 15 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成及び機能)

第 16 条 総会は正会員をもって構成し、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 収支予算の決定

(3) 事業報告の承認

(4) 収支決算の承認

(5) その他本会の運営に関する重要事項

2 理事会は、理事をもって構成し、この規約に別に定めるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項並びに本会の活動及び運営に係る事項を審議する。

3 理事会は、代表理事が招集する。

4 理事は、やむを得ない事情により理事会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 緊急かつ重要な事項については、持ち回り（電子メールまたは書面）理事会により決定または承認することができる。

（開催）

第17条 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、代表理事が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は、代表理事が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（議長）

第18条 総会及び理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

第19条 会議の議事は、この規約に別に定めるもののほか、総会においては出席した正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専決事項）

第20条 緊急かつ軽微な事項については、代表理事が専決できる。

2 前項により専決した事項については、総会及び理事会に報告しなければならない。

第5章 資産及び事業計画等

（事業年度）

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（資産）

第22条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、代表理事が理事会の議決を経て定める。

（事業計画及び予算）

第23条 本会の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、第17条第1項に定める通常総会において決定する。ただし、通常総会までの間の当該年度に必要とする予算は代表理事が専決することができる。

(事業及び決算)

第24条 本会の事業報告、決算及び財産目録は代表理事が作成し、通常総会において承認を得なければならない。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第25条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第26条 本会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) 本会の目的が達成されたとき又は達成が不可能となったとき。

(2) 総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき。

2 解散のとき存する残余財産の処分は、総会の議決を得てこれを決定する。

第7章 雑則

附則

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、設立総会開催日から平成29年3月31日までとする。

4 本会の設立当初の役員、事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。

5 第5条の規定にかかわらず、本会設立の日までに入会申込書の提出を行った者は、本会設立の日をもって会員となったものとする。

2017年3月1日